

薬事総合研究開発センター研究評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、富山県試験研究機関研究評価の実施に係る指針3に基づき、薬事総合研究開発センターが行う試験研究課題の評価（以下「研究課題評価」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

(研究課題評価の対象)

第2条 研究課題評価の対象は、指導・依頼試験等を除く調査・試験・研究（以下「調査研究」という。）とする。

(評価委員会)

第3条 薬事総合研究開発センター所長（以下「所長」という。）は、所内に内部評価委員会を設置し、研究課題評価（以下「内部評価」という。）を行うものとする。

2 所長は、外部の有識者で構成する外部評価委員会を設置し、内部評価に諮った調査研究のうち、より客観的、かつ公正な評価を行う必要があると認めた調査研究について研究課題評価（以下「外部評価」という。）を行うものとする。

3 内部評価委員会及び外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(評価委員会委員の責務)

第4条 評価委員会の委員は、客観的かつ公正な立場から評価を行うとともに、評価委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(評価の区分等)

第5条 研究課題評価は、次の各号に定める区分毎にそれぞれの時期において行うものとする。

(1) 事前評価

県予算を財源として次年度から新規事業として実施を計画している調査研究及び既存の県予算又は競争的外部資金等を活用して今年度から新たに着手している調査研究を対象とする。

なお、県予算を財源として次年度から新規事業として実施を計画している調査研究にあつては、県予算要求時までには評価する。

(2) 中間評価

研究期間が2年以上の調査研究を対象とし、原則として、1年経過後に評価する。

ただし、調査研究の内容により、一定期間経過後に評価することが適当なものは、前記にかかわらず適切な時期に評価するものとする。

(3) 事後評価

前年度に終了した調査研究を対象とする。

(4) 追跡評価

外部評価委員会において事後評価を受けた調査研究のうち、一定期間を経過後に、再度、評価すべきであるとされたものを対象とする。

(評価項目等)

第6条 前条に規定する各評価区分の評価項目は、次の個別評価項目及び総合評価とする。

(1) 事前評価

ア 必要性

イ 新規性・独創性

ウ 目標達成の可能性

- エ 研究内容（計画・方法）の妥当性
 - オ 有用性（期待される効果）
 - (2) 中間評価
 - ア 計画の進捗状況
 - イ 目標達成の可能性
 - ウ 有用性（期待される効果）
 - (3) 事後評価
 - ア 目標の達成度
 - イ 成果の有用性
 - ウ 活用の可能性
 - (4) 追跡調査
 - ア 成果の公表状況
 - イ 成果の活用状況
- 2 個別評価項目及び総合評価の評価基準は別表のとおりとする。

（研究課題評価の実施）

第7条 評価委員会の委員は、当該調査研究を担当する職員に対するヒアリング結果及び試験研究課題調書等の提出書類の内容を審査し、研究課題評価を行う。

（評価結果の取り扱い）

第8条 所長は、評価委員会の評価結果を十分尊重し、研究内容の修正も含めて研究の実施、継続、中止を決定するとともに、効率的な研究の推進に努めるものとする。

- 2 外部評価委員会の評価結果は、当所のホームページで公開する。ただし、富山県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当すると認められる場合は、公開しないことができるものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

1 個別評価項目

- a : 極めて高い (極めて適切である)
- b : 高い (適切である)
- c : 概ね認められる (概ね適切である)
- d : 低い (改善の余地がある)
- e : 極めて低い (全面的な見直しを要する)

2 総合評価

個別評価項目の評価結果を踏まえ、5段階評価を行い、その平均点から、次の表により研究課題の評価を決定する。

評価	評価方法
A	平均点が4点以上の場合
B	平均点が3点以上4点未満の場合
C	平均点が2点以上3点未満の場合
D	平均点が2点未満の場合

なお、評価の区分毎の評価は次に掲げるとおりとする。

(1) 事前評価

- A : 計画どおり実施可
- B : 計画を一部修正して実施可
- C : 計画を改訂して実施可
- D : 実施不可

(2) 中間評価

- A : 計画どおり継続可
- B : 計画を一部修正して継続可
- C : 計画を改訂して継続可
- D : 次年度以降、継続不可

(3) 事後評価

- A : 計画を上回る研究成果が得られている
- B : 計画どおりの研究成果が得られている
- C : 概ね計画どおりの研究成果が得られている
- D : 計画した研究成果が得られていない

(4) 追跡評価

- A : 研究成果が予想以上に活用されている
- B : 研究成果が十分活用されている
- C : 概ね研究成果が活用されている
- D : 研究成果が活用されていない